## 告 示

## 埼玉県告示第百十五号

とい 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 四条第四項に 邦  $\mathcal{O}$ 生活保護法 、 う。 とお 人等の円滑な帰国の促進並びに の支援に関する法律  $\overline{\phantom{a}}$ り変更の届出があった。 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) おいてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 ]項におい の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 護機関 てその例によるものとされた生活保護法第五十四 永住帰国 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配偶 第五十四条の二第一 以下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 者  $\mathcal{O}$ 残

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

		1
エルフ	ョン早稲田 テーシ	名称
在事 地業 所 所	在事 地業 所 所	変更事項
三二—一	七—一—七三郷市早稲田	変更前
田三四七 紫新	院内一F 田二七三―一 三郷市田中新	変更後
訪問介護	介護予防訪問看護訪問看護	サービスの種類